平成３０年（フ）第８号
北海道野付郡別海町別海131番地の60
債務者　中島　　大
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月16日午後１時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成３０年（フ）第６３号
静岡市葵区上足洗１丁目４番30―２号、旧住所静岡市葵区北安東３丁目13番36―506号
債務者　髙橋　　勉
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第４６２号
大阪府枚方市村野東町71番12号
債務者　岡田　智子（旧姓井本）
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第５５３号
大阪市西成区聖天下１丁目11番20号　フジハイツ　102号
債務者　石垣　　慶
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８１２号
大阪府枚方市星丘２丁目26番25―202号
債務者　永井　志帆（旧姓南坪）
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８４１号
大阪府枚方市高田１丁目３番30―101号
債務者　中村　直樹
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８４５号
大阪市此花区酉島４丁目１番18―603号
債務者　今東　卯月
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第９２１号
大阪市大正区三軒家東２丁目４番20号　レガーレ大正　２Ｈ号
債務者　田中明日香
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２４号
栃木県佐野市北茂呂町５番地25　コーポ落合201、前住所栃木県佐野市赤坂町296番地７
債務者　腰髙　　清
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月18日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成３０年（フ）第３号
岡山県新見市正田696番地１　203号
債務者　浦部　裕美
1　決定年月日時　平成30年３月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月７日午前11時30分
岡山地方裁判所新見支部

平成３０年（フ）第１２７号
東京都武蔵村山市本町２丁目114番地の４
債務者　熊沢　陸斗
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月23日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第４２４号
神奈川県藤沢市善行坂１丁目１番36―101号
債務者　菊地　渉維
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２９年（フ）第９２号
和歌山市西浜924―１　紀州コーポ17号室（住民票上の住所）和歌山市西浜1082番地２
破産者　山下　　誠
1　主文　当裁判所が平成30年２月７日午前10時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所が「和歌山市西浜1082番地２」とあるのを「和歌山市西浜924―１　紀州コーポ17号室（住民票上の住所）和歌山市西浜1082番地２」と更正する。
2　決定年月日　平成30年３月20日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

破産手続廃止

平成２７年（フ）第２５１号
さいたま市北区日進町１丁目529番地２
破産者　株式会社七福
1　決定年月日　平成30年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第９８８号
埼玉県新座市馬場２丁目５番24号
破産者　株式会社豊友自動車
1　決定年月日　平成30年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１３６８号
埼玉県川口市末広１丁目18番７―605号
破産者　有限会社アールエス
1　決定年月日　平成30年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係